

中央区における特別支援教育のあり方について
(報 告 書)

平成19年1月

中央区特別支援教育検討委員会

目 次

はじめに	1
第1章 中央区における特別支援教育の基本的な考え方(基本理念)	3
第2章 現状と取組み	4
1 心身障害学級の状況	
(1) 心身障害学級の設置状況	
(2) 心身障害学級の児童・生徒数の推移	
2 盲・ろう・養護学校の状況	
3 通常の学級に在籍し、特別な教育的支援が必要と思われる園児・児童・生徒の状況	
4 関係機関の状況	
(1) 保育園	
(2) 福祉センター	
(3) 保健所・保健センター	
(4) 教育センター	
第3章 特別支援教育体制の構築	10
1 中央区特別支援教育構想	
2 特別支援教室の設置	
(1) 特別支援教室Ⅰ	
(2) 特別支援教室Ⅱ	
(3) 通常の学級	
(4) 交流及び共同学習	
3 特別支援教育における指導体制の充実	
(1) 特別支援教育専門員の配置	
(2) 特別支援教育アドバイザーによる巡回指導	
(3) 教育相談員の充実	
(4) 特別支援教育補助員の充実	
(5) 特別支援教育巡回指導の体制	
4 新しい就学相談システムの構築	
(1) 就学相談の現状	
(2) 中央区が抱える課題	
(3) 新しい就学相談システムに向けての改善点	
5 校内体制の整備	
(1) 校内委員会の整備・充実	
(2) 特別支援教育コーディネーターの活用	

6	特別支援教育における教育内容等の充実	
(1)	個別指導計画	
(2)	個別の教育支援計画	
7	特別支援学校との連携	
(1)	センター的機能の活用	
(2)	副籍制度について	
8	福祉保健部との連携	
第4章	特別支援教育における教員の資質・能力の向上・・・・・・・・・・・・・・・・	21
1	通常の学級における教員の専門性の向上	
(1)	特別支援教育研修	
(2)	特別支援教育コーディネーター研修	
2	特別支援教室における教員の専門性の向上	
(1)	特別支援教室の教員研修	
(2)	特別支援教室の授業公開	
(3)	特別支援学校教員免許状の取得	
3	その他	
第5章	理解啓発の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
1	現在の取組み	
(1)	広報紙（ホームページ）	
(2)	講習会・講演会	
(3)	交流会	
2	今後の啓発活動の促進	

【資料】

- 1 中央区特別支援教育検討委員会設置要綱
- 2 中央区特別支援教育検討委員会委員名簿
- 3 中央区特別支援教育検討委員会審議経過等

はじめに

障害のある子どもの教育については、児童・生徒等の障害の重複化や多様化を背景に、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育の実施に向け、現在国、東京都、各自治体で様々な議論がなされている。

平成14年12月に閣議決定された「障害者基本計画」では、教育の基本方針として、障害のある子ども一人一人のニーズに応じてきめ細かな支援を行うために乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育や療育を行うとともに、学習障害(LD)*¹、注意欠陥／多動性障害(ADHD)*²、自閉症などについて教育的支援を行うなど教育・療育に特別のニーズのある子どもについて適切に対応することが盛り込まれた。

平成15年3月に特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議（以下「国の協力者会議」という。）が作成した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」では、「これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、その対象でなかったLD、ADHD、高機能自閉症*³も含めて障害のある児童・生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童・生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を行う『特別支援教育』への転換を図る」提言を行った。

平成16年1月には、文部科学省によって「小中学校におけるLD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」が作成され、LD、ADHD、高機能自閉症の児童・生徒への支援体制を構築していくうえでの具体的な方法、配慮事項等が示された。

また、同16年6月には、障害者基本法の一部改正がなされ、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習の積極的推進、相互理解の促進、国民の障害に関する理解啓発、責務等が示された。

さらに、平成17年4月1日に施行された「発達障害者支援法」では、発達障害者の自立及び社会参加に資するため、発達障害*⁴を早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援や発達障害者の就労の支援、発達障害者支援センターの指定等について定められた。

中央教育審議会は、近年の障害のある児童・生徒の教育をめぐる諸情勢の変化等を踏まえて、同17年12月8日に「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」をとりまとめた。

これらを受け、平成18年6月に公布、平成19年4月に施行される学校教育法等の一部を改正する法律では、特殊教育が特別支援教育、盲・ろう・養護学校が特別支援学校、特殊学級が特別支援学級にそれぞれ変更となり、特別支援教育の推進のための法整備がなされた。

この間、東京都においては、平成15年12月に東京都心身障害教育改善検討委員会が作成した「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中で、「障害のある幼児・児童・生徒の特別な教育ニーズに応え、一人一人の能力の可能性を最大限に伸長する多様な教育を展開する。」という理念とともに、今後の基本的な方向を示した。

平成16年11月に示された東京都教育委員会の「東京都特別支援教育推進計画」では、

これまでの「心身障害教育」から「特別支援教育」の転換にあたり、障害のある児童・生徒等への教育に対する期待に応えるため、都立盲・ろう・養護学校が抱える課題の解決や、小・中学校における特別支援教育の充実への支援のあり方等、統合的な計画が示された。

このような状況の中、中央区では、平成18年5月に、医師、学識経験者、都立養護学校長、区立学校長、関係部長などで構成された「中央区特別支援教育検討委員会」を設置して以来、中央区における特別支援教育のあり方について検討を重ねてきた。

このたび、本報告書を作成する運びとなったが、今後とも国や東京都の動向を踏まえ、さらなる検討が必要であることは言うまでもない。本書を基本としながらも、常に評価・見直しを行い、中央区における特別支援教育がより良いものになっていくことを期待する。

* 1 学習障害 (LD Learning Disabilities)

学習障害とは、基本的には全般的に知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推測されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

<文部省 平成11年7月「学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する調査研究協力者会議」報告書より抜粋>

* 2 注意欠陥／多動性障害 (ADHD Attention-Deficit/ Hyperactivity Disorder)

ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び／又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。また7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

<国の協力者会議 平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より抜粋>

* 3 高機能自閉症 (High-Functioning Autism)

高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

<国の協力者会議 平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より抜粋>

* 4 発達障害

発達障害者支援法及び同法の政省令における発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害、行動及び情緒の障害とされている。

これらには、従来からの特殊教育の対象となっている障害が含まれるほか、小・中学校の通常の学級に在籍する児童・生徒が有するLD、ADHD、高機能自閉症等も含まれる。

<中央教育審議会 平成17年12月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」より抜粋>

第1章 中央区における特別支援教育の基本的な考え方（基本理念）

全国の障害のある児童・生徒等の教育をめぐっては、近年、障害の重度・重複化や多様化が進んでおり、さらに養護学校や特殊学級在籍者が増加する傾向にある。

中央区においても同様の傾向が見られ、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等の児童・生徒への適切な教育的支援の実現という課題が生じている。

平成15年3月に国の協力者会議が作成した「今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）」において、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への転換を提言している。

中央区では、一人一人が個性や能力を發揮できる教育を目指し、これまでも心身障害教育を積極的に推進してきたが、国や都の動向を踏まえ、心身障害教育から特別支援教育への転換を図るとともに、中央区における特別支援教育の基本的な考え方を次のとおりとする。

中央区では、これまで推進してきた心身障害学級（固定学級及び通級指導学級）における心身障害教育に、通常の学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症等を含む特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の指導及び支援、さらに障害のある幼児（幼稚園、保育園等）の指導及び支援を合わせ、障害のある幼児・児童・生徒が、持てる能力や可能性を最大限に伸ばし、地域社会において自立、社会参加をしていくため、乳幼児期から中学校卒業までの一貫した教育体制を目指し、「特別支援教育」を推進する。

第2章 現状と取組み

1 心身障害学級の状況

(1) 心身障害学級の設置状況

現在、小学校には、固定の心身障害学級（以下「固定学級」という。）を2校（知的障害）、通級による指導を行う心身障害学級（以下「通級指導学級」という。）を1校（情緒障害）設置している。

中学校においては、固定学級を1校（知的障害）設置している。

(表1) 心身障害学級の設置数

区 分		種 別	設置数	学 校 名 (学 級 名)
小学校	固 定 学 級	知的障害	2校	明石小学校（杉の子） 月島第二小学校（陽だまり）
	通級指導学級	情緒障害	1校	月島第一小学校（つばさ）
中学校	固 定 学 級	知的障害	1校	銀座中学校（5組）

(2) 心身障害学級の児童・生徒数の推移

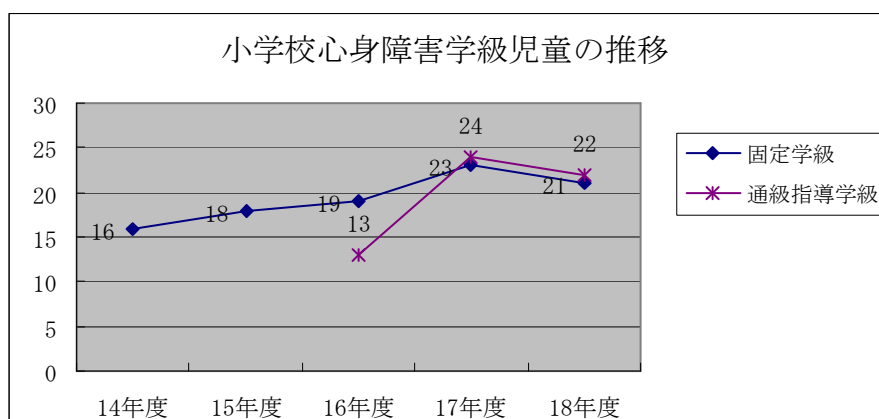
小中学校別の心身障害学級の児童・生徒数の推移は、表2、3のとおりである。

固定学級については、小学校、中学校ともにほぼ横ばいであるが、通級指導学級については、設置2年目の平成17年度に大きく増加した。

(表2) 心身障害学級在籍児童数<小学校>

各年度5月1日現在

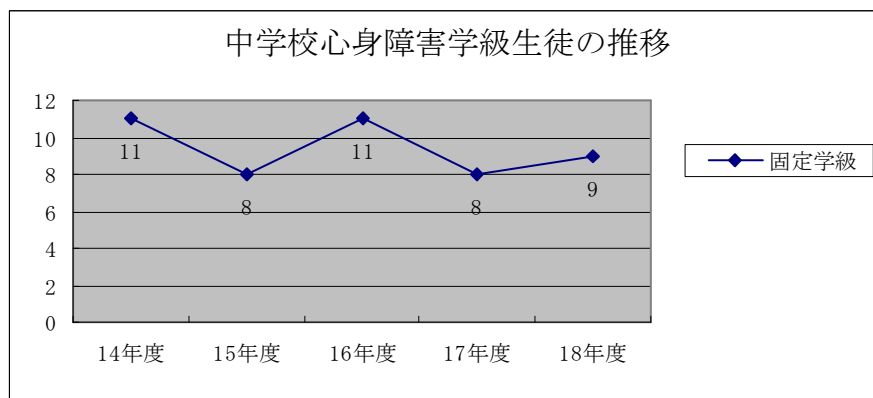
区 分			14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
固定学級	知的障害	人 数	16	18	19	23	21
		学級数	3	3	4	4	4
通級指導学級	情緒障害	人 数			13	24	22
		学級数			2	3	3



(表3) 心身障害学級在籍生徒数<中学校>

各年度5月1日現在

区 分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
固定学級	知的障害	11	8	11	8	9
	学級数	2	1	2	1	2



2 盲・ろう・養護学校の状況

中央区に居住している児童・生徒のうち、盲・ろう・養護学校に在籍する人数は、小学部が9名、中学部が5名の合わせて14名である。

(表4) 盲・ろう・養護学校在籍者数一覧

平成18年4月7日現在

学 校 種 別		小学部	中学部	合 計	
都 立	ろう学校	0	1	1	
	養護学校	肢体不自由	5	2	7
		知的障害	3	2	5
国 立	養護学校	1	0	1	
合 計		9	5	14	

3 通常の学級に在籍し、特別な教育的支援が必要と思われる園児・児童・生徒の状況

平成14年に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の全国実態調査」の結果では、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、高機能自閉症等を含む特別な教育的支援を必要とする児童・生徒は、通常の学級に約6.3%在籍している可能性が示された。

また、平成15年に東京都が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童・生徒に関する実態調査」では、知的な遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒は、通常の学級に約4.4%在籍している可能性があるとい

う結果であった。

中央区が、平成18年に実施した「通常の学級（幼稚園を含む）に在籍する園児・児童・生徒のうち特別な教育的支援が必要と思われる人数調査」では、幼稚園で約2.5%、小学校で約2%、中学校で約0.8%、全体では約1.9%となっており、国、東京都の調査結果よりも低い割合となっている。

3つの調査結果を勘案し、仮に特別な教育的支援が必要と思われる人数の割合を3%とすると、平成18年9月1日現在で、幼稚園児約30名、小学校児童約135名、中学校生徒約35名、合計約200名が通常の学級に在籍している可能性があることになる。小学校の通級指導学級に通級している児童が現在22名であることを踏まえると、中央区として、何らかの教育的指導・支援を行っていかねばならない園児・児童・生徒は数多くいると推察される。

(表5) 通常の学級に在籍する園児・児童・生徒のうち特別な教育的支援が必要と思われる人数

平成18年9月1日現在

学年		人数	在籍者数	在籍者数に占める割合
幼稚園	3歳児	10	378	2.6%
	4歳児	9	364	2.5%
	5歳児	8	340	2.4%
	幼稚園計	27	1,082	2.5%
小学校	1年生	13	716	1.8%
	2年生	13	746	1.7%
	3年生	16	773	2.1%
	4年生	20	723	2.8%
	5年生	12	734	1.6%
	6年生	16	787	2.0%
	小学校計	90	4,479	2.0%
中学校	1年生	2	379	0.5%
	2年生	4	356	1.1%
	3年生	3	414	0.7%
	中学校計	9	1,149	0.8%
合計		126	6,710	1.9%

【留意事項】

表5の人数については、各学校の担任や養護教諭の判断によるもので、すべてについて医師等の診断を経たものではないため、直ちに障害のある者と判断することはできず、あくまで可能性を示したものである。

4 関係機関の状況

(1) 保育園

保育園では、障害のある幼児を対象に、障害児保育を実施している。

(表6) 保育園障害児保育対象人数

平成18年7月1日現在

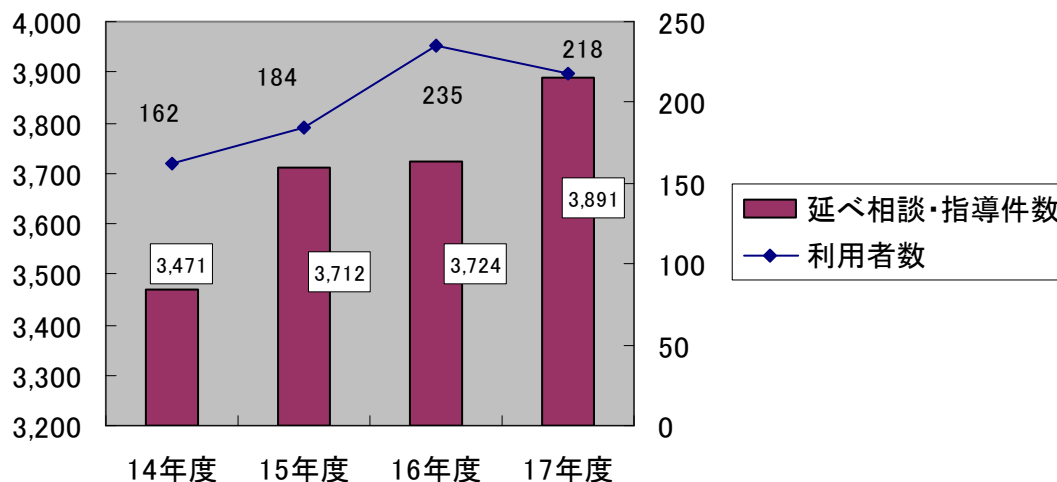
歳児	対象児	入所児数	割合
3歳児	5	271	1.8%
4歳児	5	270	1.9%
5歳児	9	260	3.5%
合計	19	801	2.4%

(2) 福祉センター

こどもの発達相談・指導として、0歳から高校生以下の心身の発達に関するさまざまな相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長に合わせ、適切な指導を行っている。また、発達遅滞等障害のある幼児・児童等に、早期に適切な生活指導や機能訓練を行い、心身の発達を促し、基礎的自立能力の育成と集団生活に適応できるよう指導・訓練を行っている。

(表7) こどもの発達相談・指導利用状況

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
利用者数	162	184	235	218
延べ相談・指導件数	3,471	3,712	3,724	3,891



(表8) 福祉センターに継続的に通所している人数

平成18年8月31日現在

障害種別	肢体不自由	知的障害	自閉症	学習障害 (同疑)	注意欠陥 多動性障 害(同疑)	高機能自 閉症等 (同疑)	歳児別計
0歳児		4					4
1歳児		5					5
2歳児	3	8	2		1	1	15
3歳児	1	9	5		1	3	19
4歳児	3	4	6	4	3	4	24
5歳児	1	6	6	4	1	1	19
計	8	36	19	8	6	9	86

(3) 保健所・保健センター

乳児健康診査・1歳6ヵ月児健康診査・3歳児健康診査等で小児科医師、保健師、臨床心理士等が乳幼児の成長や発達状況をチェックするとともに、育児の不安や子育てに関する相談に応じている。

(4) 教育センター

① 小学校派遣相談

平成15年度から、臨床心理士である教育相談員を小学校全校へ派遣し、児童・保護者・教員対象の教育相談を行っている。発達に関する相談件数は、平成15年度と平成17年度を比較すると、296件、約27%の増加となっている。

(表9) 小学校派遣内容別相談件数

区分	主な相談内容	平成15年度	平成16年度	平成17年度
性格・行動	集団不応答・情緒不安定	2,400	1,726	2,997
精神・身体	身体・健康	38	58	98
知能・学力	発達	1,111	916	1,407
進路・適性	学習・進路	184	97	86
学校・家庭	家庭・家族	412	226	339
その他	話し相手	1,984	831	1,232
合	計	6,129	3,854	6,159

【参考：中学校派遣相談】

スクールカウンセラーの派遣

不登校、いじめ、その他の生徒の問題行動等の改善に資するため、臨床心理士の資格をもつスクールカウンセラーを週1回配置し、教育相談を実施している。

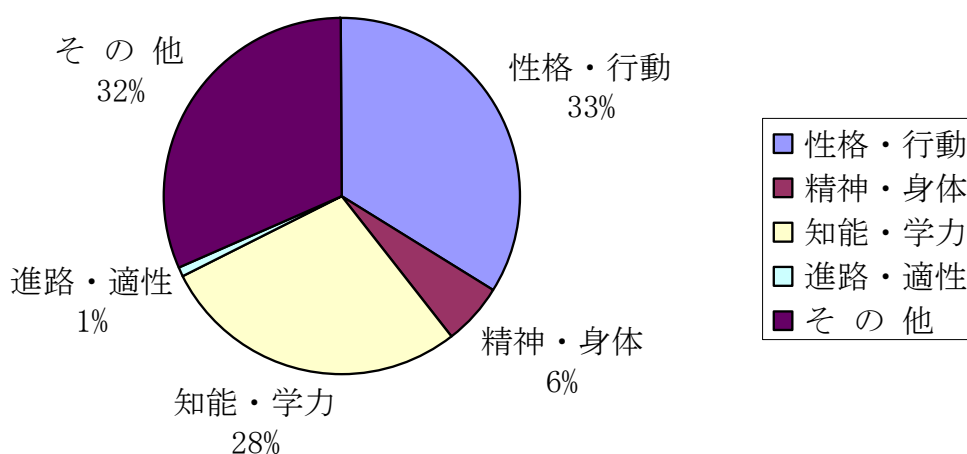
② センター等での教育相談

幼児から高校生及びその保護者・教員を対象に、教育相談員が面接や電話、訪問等によって、相談に応じている。

(表10-1) 教育相談内容別相談件数(平成17年度)

区 分	主な相談内容	受付件数			
		来所	電話	訪問	計
性格・行動	集団不適応、不登校、友人関係等	44	51	172	267
精神・身体	発達障害・遅れ、自閉症・同疑等	35	7	2	44
知能・学力	知的障害、学業不振、学習態度等	1	0	221	222
進路・適性	進学・就職、転学・転園、就園・就学等	2	6	0	8
その他	しつけ・育て方、教育一般、男女交際等	10	152	88	250
合 計		92	216	483	791

(表10-2) 教育相談内容別相談件数の割合

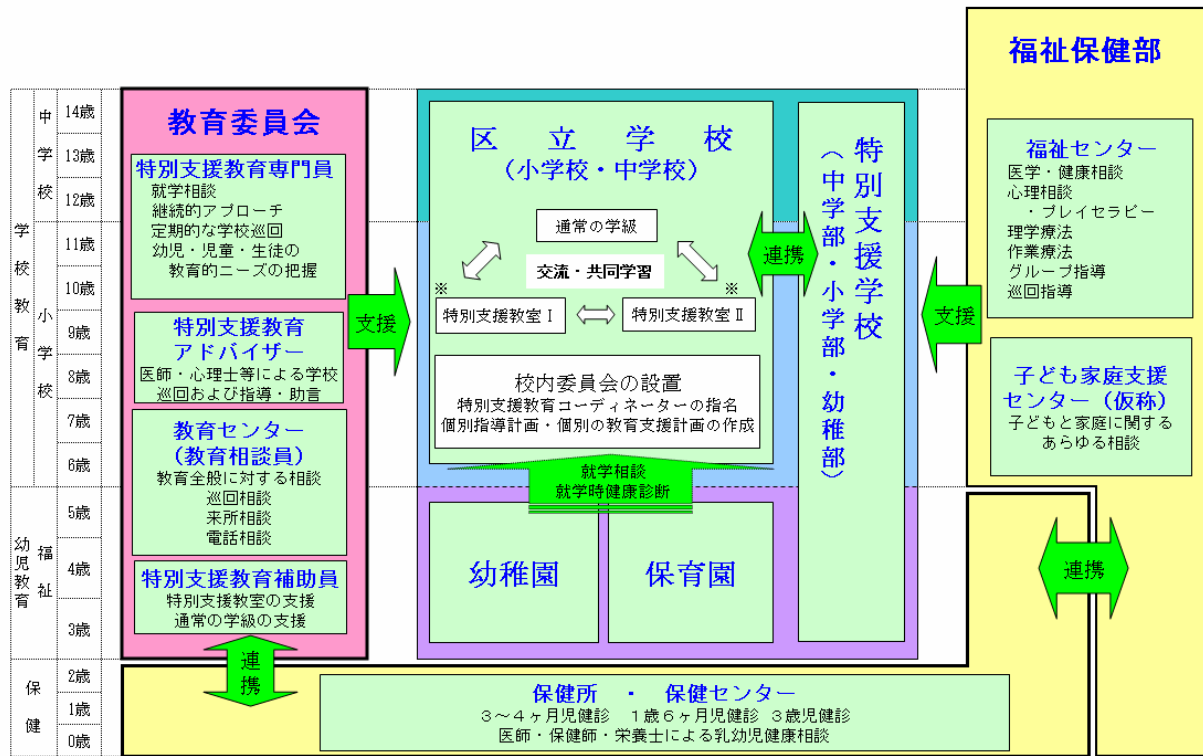


第3章 特別支援教育体制の構築

1 中央区特別支援教育構想

障害のある子どもに、乳幼児期から中学校卒業までを通じて、長期的な視点で一貫した的確な支援を行っていくため、そのライフステージに合わせて、教育委員会、福祉保健部、特別支援学校等が連携し、以下のとおり特別支援教育体制を整備する。

乳幼児期においては、保健所・保健センターによる障害の早期発見・早期支援に努め、保護者との相談体制の充実を図る。就学前における障害のある子どもの相談窓口は、平成19年度に開設予定の子ども家庭支援センター（仮称）*5や福祉センター、教育センターが担い、それぞれが連携して就学に結び付けていく。就学に当たっては、特別支援教育専門員が中心となって就学相談に当たり、就学後も継続して支援を行っていく。幼稚園、保育園、小・中学校は、特別支援教育アドバイザーや教育相談員の支援を受けながら、特別支援教育を推進していく。また、必要に応じて特別支援学校からの支援を要請していく。



※ 特別支援教室Ⅰ及びⅡは、それぞれ「特別支援学級」及び「通級指導学級」を表す。

※ 学校教育法の一部改正により、平成19年4月から心身障害学級は特別支援学級に名称変更されるが、本報告書では、中央教育審議会が提示した「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」にある特別支援教室に今後移行していくことを踏まえ、特別支援教室の名称を使用する。

* 5 子ども家庭支援センター（仮称）

18歳未満のお子さんとその家族を対象に、親子の交流の場を提供し、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育て支援の拠点として親子フロア・児童館・保育園・幼稚園・学校等の関係機関と連携をとりながら、子育て支援のネットワークを構築していく。

2 特別支援教室の設置

これまで行ってきた固定学級及び通級指導学級における教育の成果と役割を継承しつつ、児童・生徒が専門的な指導を受ける場として、特別支援教室を設置するとともに、通常の学級における支援の充実や交流及び共同学習を推進し、個々の多様なニーズに応じた形態としていく。

(1) 特別支援教室Ⅰ

障害のある児童・生徒が一定の集団を形成して社会性を育み、安定した人間関係の中で成長を可能とすることや、心身障害学級に在籍する児童・生徒の保護者の中には固定式の学級が有する機能の維持を望む意見があることなどから、現在小学校2校、中学校1校に設置している固定学級を特別支援教室Ⅰとする。固定的に配置された教員を中心に、少人数の利点を活かし、児童・生徒一人一人の障害に応じた指導・支援の一層の充実を図る。

(2) 特別支援教室Ⅱ

現在小学校1校に設置している通級指導学級を特別支援教室Ⅱとする。専門的な施設・設備を備えた教室で、児童の個々の状況に応じて、障害の状態の改善、克服を目的とする指導や、各教科の内容を補充するために、週の必要な時間に指導を行う。平成18年4月の学校教育法施行規則の一部改正により、新たにLD、ADHDも通級による指導の対象となったため、教員が障害に対する専門性を、一層向上させる等受け入れ体制の充実を図っていく。

指導にあたっては、児童が在籍する学級の担任や特別支援教育アドバイザーと連携しながら進めていく。今後さらに、言語障害、視覚障害、聴覚障害への対応、中学校でのあり方の検討も必要と思われる。

(3) 通常の学級

教員の適切な配慮、個別指導の工夫などに加え、必要に応じて特別支援教室での指導及び支援を受けられるような体制を整える。担任だけがすべてを負うのではなく、校内委員会や特別支援教育コーディネーターと連携し、学校全体で支援体制を構築し、適切な指導及び支援を行うとともに、十分に必要性を検討したうえで、補助員等の配置を行うなど推進体制を整備することが必要である。

(4) 交流及び共同学習

中央区ではこれまでも、心身障害学級に在籍する児童・生徒の個々の状況に応じて、通常の学級での共同学習や行事等の交流を図ってきている。今後、特別支援教室へ移行していく中で、障害のある児童・生徒が、通常の学級において共に学習し、生活する時間を共有することで一人一人の状況に応じた、効果的な学習を行えるような体制を整えていく。そのため、交流及び共同学習については、明確に教育課程に位置付け、個別指導計画に明示して計画的に実施していく。また、児童・生徒の交流はもとより、教員間の交流も推進し、専門性の向上、情報の共有化を図っていく必要がある。

3 特別支援教育における指導体制の充実

(1) 特別支援教育専門員の配置

特別支援教育を推進するためには、これまで以上に保護者とのかかわり、関係機関、専門家との連携が必要不可欠である。また、これまで行ってきた就学時の就学相談の対応に加え、就学前から中学校卒業までの幼児・児童・生徒に対する継続的なフォローアップを行っていくことも重要である。

そこで、教育委員会内に特別支援教育専門員を配置し、特別支援教育専門員が特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、就学前から卒業までの継続的なフォローアップを行うことにより、一貫した指導・支援を行っていく。また、福祉センター通所児や保育園在園児についても対象とし、これまで以上に関係機関との緊密な連携、情報の共有化等を推進し、円滑な就学事務、障害のある幼児・児童・生徒及び保護者への支援の充実を図る。

(2) 特別支援教育アドバイザーによる巡回指導

小・中学校に特別支援教育アドバイザーとして、心理の専門家や医師等を派遣し、特別支援教室における障害のある児童・生徒についての専門的な指導・助言や通常の学級（幼稚園を含む）に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症の疑いがある幼児・児童・生徒に対する医学的判断と望ましい教育的対応について専門的な意見の提示や助言を行う。また必要に応じて保護者や本人への説明、教育相談員及びスクールカウンセラー等との連携も図る。巡回指導については、原則として各小・中学校年間4回程度、幼稚園については必要に応じて行う。

(3) 教育相談員の充実

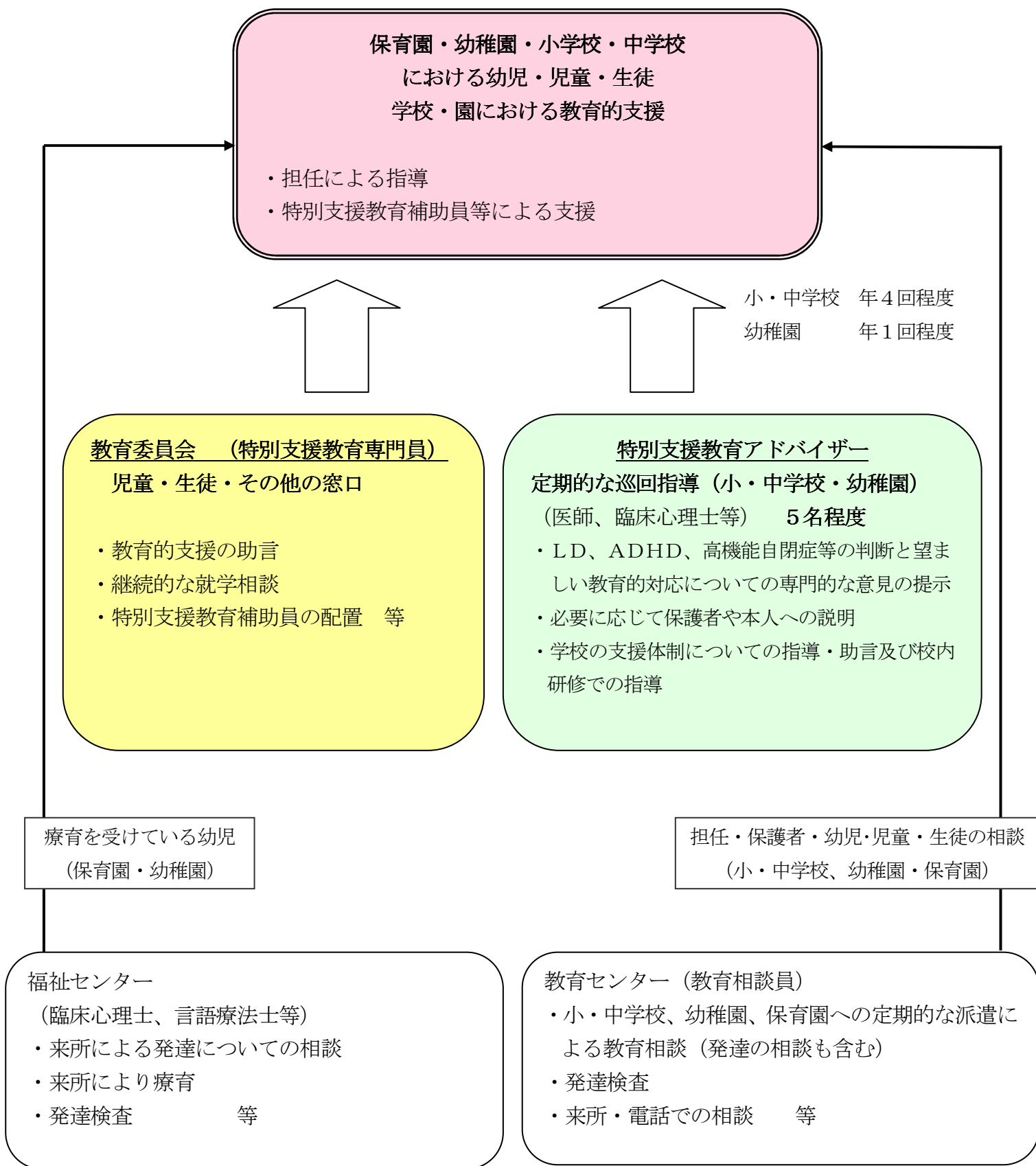
中央区では、これまで小学校では教育相談員、中学校ではスクールカウンセラーとして臨床心理士を派遣し、学校における教育相談を実施してきた。近年相談内容には、乳幼児期からの発達に関する相談が増加していることを踏まえ、小・中学校に加え、幼稚園、保育園にも教育相談員を定期的に派遣し、発達相談を含めた相談体制の充実を図る。なお、現在福祉センターが行っている保育園等への巡回相談・指導については、引き続き実施していくこととし、教育相談員と連携を図っていく。

(4) 特別支援教育補助員の充実

現在小・中学校の通常の学級に在籍する通級指導学級通級児童及び指導上配慮を要する児童・生徒への対応として配置している学習指導補助員、固定学級及び幼稚園に在籍する障害のある（疑いのある）園児に配置している障害児指導補佐員を特別支援教育補助員とする。特別支援教育補助員については、幼児・児童・生徒を継続的に支援している特別支援教育専門員、学校を定期的に巡回する教育相談員の意見を参考にしながら、必要性を十分検討し、配置していくことが重要である。また、今後特別支援教室・通常の学級間での交流及び共同学習の推進においても、特別支援教育補助員を活用していく。

なお、特別支援教育補助員については、教育的な視点はもとより、障害に関する知識を有する者であることが望ましく、研修・講演会などを開催し、障害に関する専門性の向上を図る仕組み作りが必要である。

(5) 特別支援教育巡回指導の体制



4 新しい就学相談システムの構築

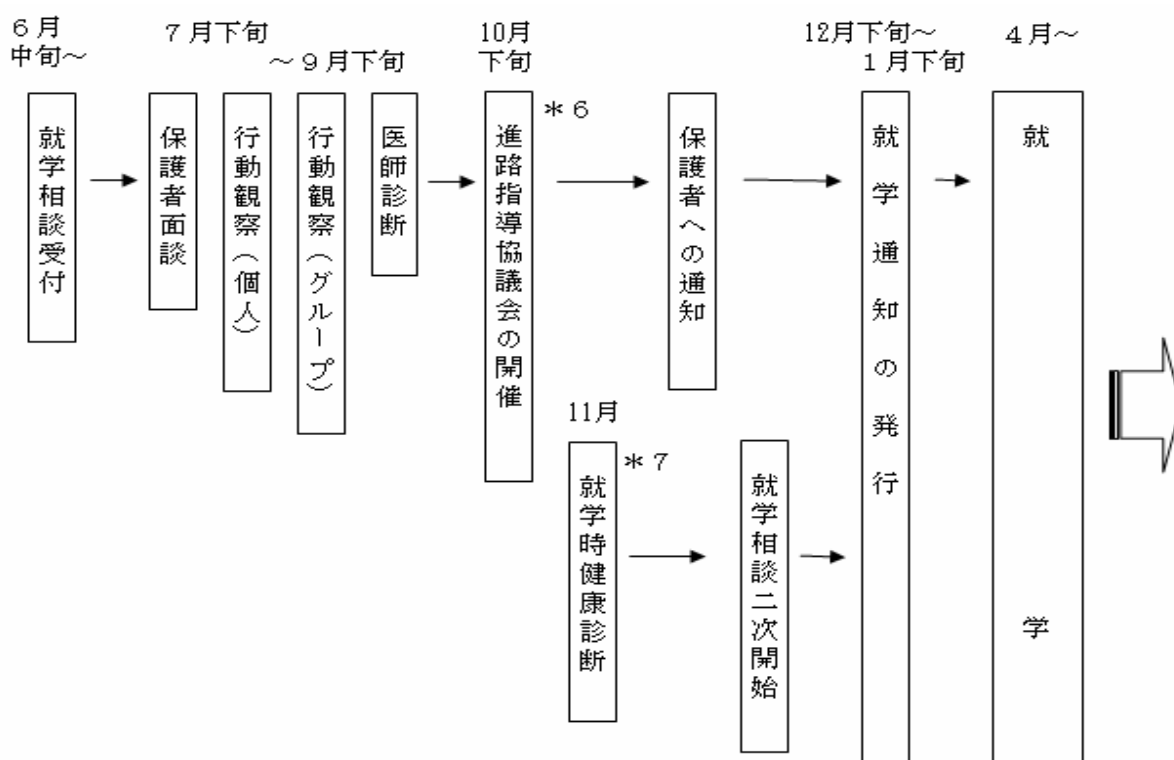
現在、就学相談の対象となる障害は多種多様になってきている。平成17年12月の「特別支援教育を推進するための制度の在り方（答申）」では、「児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応して適切な指導及び必要な支援を行うという特別支援教育の理念にかんがみると、障害のある児童・生徒の義務教育諸学校への就学相談・指導は、就学時のみならず就学後を含めて一層重要な役割を担う」とされ、就学時あるいは就学後における児童・生徒の教育的ニーズの的確な把握及び反映、就学指導についての一層の充実が提言されている。

東京都においても、平成18年6月「特別支援教育推進のための新しい就学相談システムの構築に向けて」の中で、新しい就学相談資料の作成、就学支援シートの活用が挙げられている。

中央区としても、国や東京都の動向を注視しつつ、現在抱える様々な課題を克服していくとともに、多様な障害への柔軟な対応が可能で、就学時だけでなく、就学前から就学後卒業までの継続的な就学相談システムを構築していく必要がある。

(1) 就学相談の現状

障害のある児童・生徒一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うために、その子にとってどのような教育が必要であるかを明らかにしていき、その障害の程度に応じて最もふさわしい教育が受けられるようにすることを目的として、下記のとおり実施している。



※ 学校教育法施行令第22条の3に定める就学基準に該当する場合（認定就学者を除く）は、東京都教育委員会で就学相談を受ける。

(2) 中央区が抱える課題

① 就学相談を受けない保護者への対応

就学相談制度自体の周知が不十分であったり、制度の理解が十分でなくむしろ不信を抱くことにより、就学相談を受けない保護者もあり、学校で入学後に初めて障害のある児童・生徒を把握する場合もある。

② 適正就学

進路指導協議会において、障害の種類や程度、発達の状況に基づき就学先を判定するが、保護者の意見により、適切と判断される就学先と異なる場合がある。

③ 関係機関との連携不足

関係機関（保健所・保健センター、福祉センター、保育園等）で知り得た情報が、個人情報保護の観点から十分に学校へ引き継がれず、学校は再度保護者に一から聞き取りを行わなければならない、学校、保護者の両者に負担となっている。

④ 就学前の対応

教育委員会は、幼稚園に通園していなければ、基本的に就学相談の申し込みがあつて初めて障害のある子ども・保護者と接点を持つ。限られた時間の中で、保護者との信頼関係を築くことは大変難しく、保護者が抱える就学についての不安を完全に払拭できない場合もある。保健所・保健センター、福祉センター、保育園で、個々に把握している情報もあると思われるが、個人情報保護、守秘義務の問題から連携は十分にできていないのが現状である。

⑤ 就学後のフォローアップの不足

フォローアップが必要な児童・生徒に対して、就学後の引き続いての経過観察を行う体制が整備されていないため、現在は各学校ごとの対応にとどまっている。

⑥ 障害の多様化への対応

これまでの心身障害教育で対応してきた障害に加え、LD、ADHD、高機能自閉症等障害の種別は多様化してきている。学校教育法施行規則の一部改正により、LD、ADHDについても通級指導学級の対象とすることとなったが、現在の就学相談システムには、通級指導学級入級の判定を行う機能はなく、別に「通級指導学級調整会議」において判定を行っている。

(3) 新しい就学相談システムに向けての改善点

① 乳幼児期からのアプローチ

保健所・保健センターをはじめ、福祉センター、幼稚園、保育園等は、障害のある子どもを、可能な限り早期発見し、早期アプローチに努め、より一層のきめ細かい支援を目指す。これにより、障害のある子ども一人一人のライフステージを支援する体制を構築していく。

② 就学後のアプローチ

就学後も、障害のある児童・生徒及び保護者に対して継続的なアプローチを行う。障害の状態を常に把握しておくことにより、個々の障害の状況に応じた適切な教育的支援を行うことが可能となる。また保護者との面接や相談を定期的に行い信頼関係を築くことによって、保護者への効果的な指導・助言も可能となる。

③ 就学相談の対象の拡大

就学相談の段階で、通級指導学級の対象となる子どもについても把握し、適切な就学や入級の判断ができる相談システムを構築し、保護者、児童・生徒への負担を軽減する。

④ 保護者の参画

就学相談における「就学相談資料」及び「就学支援シート」の作成に、保護者が積極的に参画できるようにする。保護者や関係機関に資料作成の意義や趣旨等を理解してもらい、幼児期から学齢期をつなぐ一貫性のある資料を作成する。なお、就学前の子どもの個人情報については、子どもの情報を保護者に渡し、保護者の同意の基に学校へ伝達する。学校においては、これらの資料を、個々の子どもにあった個別指導計画*⁸、個別の教育支援計画*⁹の作成に役立てる。

⑤ 就学支援シートの作成

就学決定後に、幼稚園、保育園、療育機関等における子どもの様子や指導の様子を小学校や特別支援学校小学部に、あるいは小学校での様子を中学校や特別支援学校中学部に適切な情報を引き継ぎ、障害のある子どもの就学後の学校生活をより適切なものにしていくために、就学支援シートを作成する。作成にあたっては、保護者が積極的に参画できるようにするとともに、作成者が記入しやすいものにする必要がある。保護者が今まで行ってきた努力や抱えている悩み、学校への期待、不安を、保護者自身が書く欄を設ける必要がある。これにより、保護者からの情報を収集することができるとともに、コミュニケーションが十分図れる効果も見込まれる。

* 6 進路指導協議会

障害のある児童・生徒について、教育学的、医学的、心理学的などの観点から、個々の児童・生徒にとって最もふさわしい就学先及び教育的対応について審議する。

* 7 就学時健康診断

学校保健法4条に基づき、就学予定者に対し、あらかじめ健康診断を行い、心身の状況を把握した上で、保健上適正な就学についての指導を行い、義務教育の円滑な実施に資するために行われるもの。

* 8 個別指導計画

障害のある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かい指導を実現するために、学校が保護者からの意見等を参考に作成する児童・生徒一人一人の指導計画のこと。

* 9 個別の教育支援計画

医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関の連携に基づき、乳幼児期から学校卒業後までの一貫性のある支援を行うことを目的として、LD等を含め障害のある児童・生徒一人一人のニーズに応じて作成される計画のこと。

<国の協力者会議 平成15年3月「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」より抜粋>

5 校内体制の整備

(1) 校内委員会の整備・充実

特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の障害の状況に応じた指導・支援を充実していくためには、校内における全体的な支援体制を整備する必要がある。各学校では、これまで、校内委員会の設置を進めてきている。校内委員会の主な役割としては、次のことが挙げられる。

- ア 学習面や行動面で特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の早期発見
- イ 特別な教育的支援が必要な児童・生徒の実態把握
- ウ 学級担任の指導への支援方策の具体化
- エ 保護者や関係機関、特別支援教育アドバイザー、教育相談員との連携
- オ 特別支援学校への要請内容の検討
- カ 担任が作成する個別指導計画・個別の教育支援計画の検討
- キ 校内研修の企画・運営

今後さらに、校内委員会を校内組織に明確に位置付け、より良い教育的支援ができる体制整備の充実を図っていく。なお、幼稚園、保育園については、職員数等の関係から、園内における既存の組織にその機能を付加するなど、校内組織またはそれに準じたものを位置付けていく。

(2) 特別支援教育コーディネーターの活用

各学校・園で校内委員会を機能させていくために、校長（園長）は、運営の中心となる特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に位置付けていく必要がある。特別支援教育コーディネーターの主な役割として、次のことが挙げられる。

- ア 校内委員会及び校内研修の運営や担任への支援
- イ 関係機関、特別支援教育アドバイザー、教育相談員等との連絡調整
- ウ 特別支援教室、特別支援学校との連絡調整
- エ 保護者の相談窓口
- オ 障害や発達に関する専門的な情報提供

各学校では、これまで、校内委員会の設置と合わせて特別支援教育コーディネーターの指名を行ってきている。今後、研修等により特別支援教育コーディネーターの専門性を高めるとともに、学校における特別支援教育の指導的役割を担っていけるよう、育成していく必要がある。

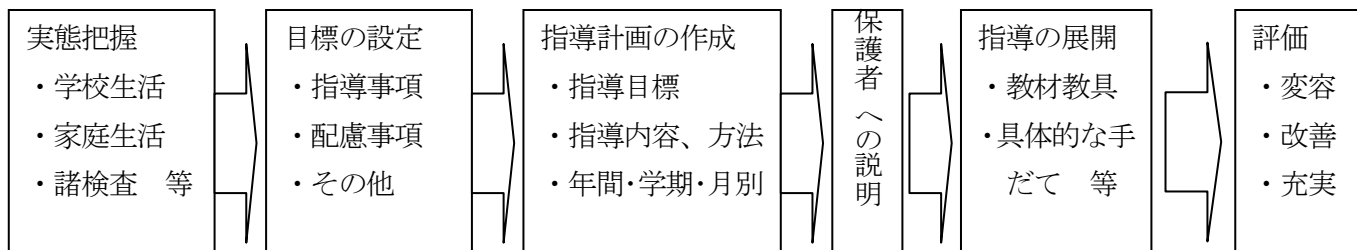
6 特別支援教育における教育内容等の充実

(1) 個別指導計画

中央区では、これまで心身障害学級において、具体的な目標や指導内容、指導方法、支援の方針等を明記した個別指導計画を学期や月ごとに作成し、指導の充実を図ってきた。特別支援教育においては、さらに通常の学級及び幼稚園、保育園に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒についても、一人一人の状況を把握し、個別指導計画を作成し、指導の充実を図る。また、個別指導計画に基づき、校内委員会を中心に校内での共通理解を図って統一的な指導を行うとともに、学校と家庭との

共通理解も図りながら支援を進めていく。

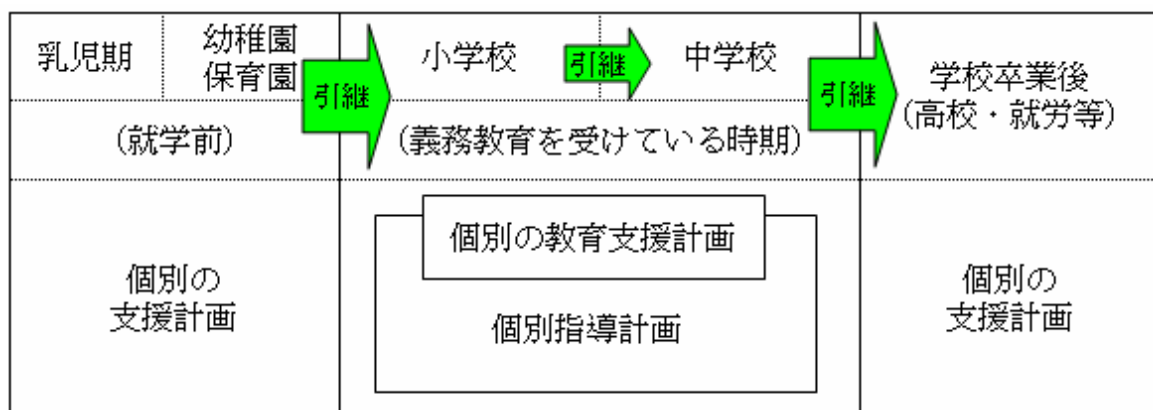
個別指導計画の作成・実施・評価については、担任が特別支援教育コーディネーターの協力を得て作成する。なお、実態把握及び作成にあたっては、保護者の理解を得るとともに、特別支援教育アドバイザー等の助言を活用しながら進めていく。



(2) 個別の教育支援計画

これまで、障害のある子どもやその家庭への支援は、医療、保健、福祉、教育、労働等の機関において、それぞれがその充実に努めてきている。しかし、継続的な支援を行うという点では十分とは言えない状況である。

そこで、各関係機関が一層の連携を図り、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の状況及び教育的ニーズを把握し、幼児期から学校卒業までの一貫した教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成する。作成の対象は、特別支援教室に在籍する児童・生徒、通常の学級や幼稚園、保育園に在籍する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒とする。内容については、教育的なニーズの把握、保護者の現在と将来の願い、支援の目標と内容、在籍校及び関連機関の支援等とし、医療、保健、福祉、教育等の関係機関や保護者と協力して学校、幼稚園、保育園が作成していく。作成した個別の教育支援計画に基づき、一貫した支援体制のもと、幼児期から学齢期、学齢期から卒業後の生活が円滑にできるように活用を図っていく。なお、作成、活用にあたっては、作成する目的や活用の方法に対して保護者の理解を得るとともに、個人情報保護に配慮する必要がある。



大南英明著「中教審答申特別支援教育の解説」明治図書を参照

7 特別支援学校との連携

(1) センターの機能の活用

平成19年4月から施行される学校教育法等の一部を改正する法律により、盲・ろう・養護学校は特別支援学校となり、中央区は、現在の江東養護学校（知的障害）並びに墨東養護学校（肢体不自由）から支援を受けることになる。特別支援学校のセンター的機能として、次のことが期待されている。

- ア 小・中学校等の教員への支援機能
- イ 特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ウ 障害のある幼児・児童・生徒への指導・支援機能
- エ 医療、福祉、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- オ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
- カ 障害のある幼児・児童・生徒への施設設備等の提供機能

区内の小・中学校等は、指導に関する助言・相談のほか、個別の教育支援計画の作成にあたって、必要に応じて特別支援学校に支援を要請していく。

(2) 副籍制度について

① 背景

副籍制度については、平成15年12月に東京都心身障害教育改善検討委員会が作成した「これからの東京都の特別支援教育の在り方について（最終報告）」の中で、都立盲・ろう・養護学校に在籍する児童・生徒の地域におけるつながりの維持・継続を図るための制度として提示された。また、平成16年11月に示された東京都教育委員会の「東京都特別支援教育推進計画」において、副籍制度の導入が位置づけられ、平成16年度よりモデル事業を実施してきた。平成18年3月には、「副籍制度の円滑な実施に向けて（ガイドライン試案）」を作成、同年12月には、「東京の特別支援教育～特別支援教育体制・副籍モデル事業等報告書～」の中で、これまでのモデル事業の成果と課題を踏まえ、副籍制度導入における手続き、具体的な実施の内容と課題等を提示した。

中央区においても、東京都の動向を踏まえ、副籍制度の導入に向けて実施体制の整備を行う必要がある。

② 目的

特別支援学校（在籍校）に在籍する児童・生徒のために、居住する地域の小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）を持つ副籍制度を導入することにより、学校・地域行事等における交流、地域指定校での学習活動・行事への参加等の交流により、地域とのつながりの維持・継続を図ることができるようにする。これにより、居住する地域の中で、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒の相互理解を進め、「豊かな心の育成」につなげる。

③ 地域指定校の決定

地域指定校は、原則として居住地の通学区域の小学校または中学校とするが、児童・生徒等の状況に応じて教育委員会と保護者が相談のうえ決定する。

④ 対象

中央区に住所を有し、原則として都立特別支援学校に在籍する児童・生徒全員を副籍制度の対象とする。ただし、保護者からの申し出があり、保護者と相談の上、副籍制度を辞退する意思が確認された場合は、対象とはしない。

⑤ 交流の内容

特別支援学校に在籍する児童・生徒が、地域指定校と交流等を行う場合、学校便りの交換、学年便り・学級便り等や学校行事等の案内の交換、地域行事の案内の送付、作品や手紙等の交換といった間接的な交流から、地域指定校の行事等への参加、教科等における交流及び共同学習といった直接的な交流まで、様々な交流の内容が考えられる。

交流の内容の決定にあたっては、当該児童・生徒の実態や保護者の希望及び地域指定校の状況を踏まえ、在籍校と地域指定校との連携の下、十分協議し、調整を行う必要がある、すべての交流を実施するのではなく、可能なものについて、順次行っていくことが望ましい。なお、地域指定校での直接的な交流及び共同学習を行う場合は、交流活動計画を作成し、組織的・計画的に実施する。

⑥ 理解啓発

副籍制度を円滑に実施していくためには、それに関わるすべての人が副籍制度について理解を深めることが必要不可欠である。小・中学校の全教職員を対象に、副籍制度の趣旨等について理解啓発を図るとともに、小・中学校に在籍する児童・生徒及びその保護者、さらには地域の関係機関等にも同様に理解啓発を行っていく必要がある。

8 福祉保健部との連携

教育委員会と福祉保健部（保健所・保健センター、福祉センター、保育園等）が、今まで以上に連携を図り、乳幼児期から中学校卒業までの継続的なフォローアップを行う。そのためには、各機関が個別に対応するのではなく、情報の共有化の推進、連絡調整会議の随時開催等を活用し、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、一貫性のある指導・援助を行う必要がある。

保健所・保健センター、福祉センター、教育センター、さらには平成19年度に開設予定の子ども家庭支援センター（仮称）などの相談窓口を持つ機関が連携して、障害のある子どもについて、その情報が一元化され、常に状況を把握できるような体制の構築についても検討していく必要がある。

第4章 特別支援教育における教員の資質・能力の向上

1 通常の学級における教員の専門性の向上

(1) 特別支援教育研修

特別支援教育を推進するためには、特別支援教育に対する基本的な理解とともに、障害への理解や支援のあり方について専門的な知識や実践的指導力が求められる。そこで、これまで行ってきた特別支援教育研修について、さらに充実を図り、特別支援教育の体制や、障害に対する基本的な知識・理解と支援のあり方、個別指導計画及び個別の教育支援計画の作成、関係機関等との連携を中心に実施していく。

(2) 特別支援教育コーディネーター研修

特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育における指導の専門性と組織として内外の連絡・調整を行う能力が求められる。

そこで、校内委員会の企画・運営及び校内支援体制の推進、障害に応じた専門的な指導のあり方、関係機関等との連携・活用、個別指導計画及び個別の教育支援計画の活用・評価等を中心に、専門的な力を育成していくため、継続的に養成研修を計画していく。

2 特別支援教室における教員の専門性の向上

(1) 特別支援教室の教員研修

特別支援教室における教員の専門性や指導力の向上は、特別支援教育の推進のためには大変重要である。障害に応じた専門的・実践的な指導、交流及び共同学習の推進、通常の学級への支援のあり方等について、専門性を高める研修を実施していく。

(2) 特別支援教室の授業公開

特別支援教室での授業公開により、特別支援教室の教員と通常学級の教員がともに障害に対する専門的な指導及び教材の開発などを学び、授業力の向上を図る。

(3) 特別支援学校教員免許状の取得

複数の障害に対応した教育を実施することを目的として、平成19年4月に施行される学校教育法等の一部を改正する法律により、盲・ろう学校及び養護学校ごとの教員免許状が特別支援学校教員免許状に変更される。特別支援教室の教員は、特別支援学校教員免許状の取得を目指し、また小学校等においても、取得を促進することが重要である。

3 その他

幼稚園教員及び保育園保育士についても、特別支援教育研修及び特別支援教育コーディネーター研修を実施していく。また、特別支援教育補助員についても、障害に対する基本的な知識・理解や対応を学ぶ研修を検討していく。

第5章 理解啓発の促進

特別支援教育は、心身障害教育の対象となっている児童・生徒に加え、通常の学級に在籍する特別の教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒に対しても適切な指導及び必要な支援を行うものである。

今後、特別支援教育を推進していくうえで、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての幼児・児童・生徒、またその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が、障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠である。そのため、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関が緊密な連携を図り、生涯学習、交流及び共同学習等を通じて、障害に対する理解啓発及び協力体制を確立する必要がある。

1 現在の取組み

(1) 広報紙（ホームページ）

人権週間（12月4日～10日）や障害者週間（12月3日～9日）を活用し、広報紙「区のおしらせ 中央」に、障害に関する情報を掲載している。

(2) 講習会・講演会

障害のある子どもを持つ保護者だけでなく、広く区民を対象とした講習会・講演会を行っている。平成18年度については、11月に福祉センター主催の「ADHD（注意欠陥多動性障害）の理解と対応」が実施され、平成19年2月には教育委員会社会教育課主催の「学習障害について考える」が実施される予定である。

(3) 交流会

中央区では、障害のある人と障害のない人との相互理解、交流を促進するため、毎年、福祉保健部、社会福祉協議会、ボランティア団体、町会等が一体となり、健康福祉まつりを開催している。また、知的障害者生活支援施設レインボー明石の入所者30人による「30人展」も実施している。

2 今後の啓発活動の促進

上記の取組みを引き続き展開していくとともに、新たに障害に対する正しい知識、特別支援教育に関する情報を提供していくことが重要である。また、医療・保健・福祉・教育・労働等関係機関、学校PTA、民生委員、児童委員、社会福祉協議会等が緊密な連携を図りながら、生涯学習、講演会・講習会の開催、交流及び共同学習等を通じて、障害に関する理解啓発促進を図っていく必要がある。

【 資 料 】

- 1 中央区特別支援教育検討委員会設置要綱
- 2 中央区特別支援教育検討委員会委員名簿
- 3 中央区特別支援教育検討委員会審議経過等

【資料1】

中央区特別支援教育検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本区の特別支援教育に必要な事項を検討するため、中央区特別支援教育検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査・検討を行い、その結果を中央区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- 一 特別支援教育の推進方法
- 二 その他、教育長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、7人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 都立養護学校長
- 三 区立小・中学校・幼稚園長
- 四 区長部局職員
- 五 教育委員会事務局職員

(任期)

第4条 委員（前条第2項第3号から第5号までに掲げる者のうちから任命又は委嘱された委員を除く。）の任期は、委嘱の日から平成19年3月31日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

3 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事会)

第7条 委員会は、その所掌事務を分掌するため、幹事会を置く。

2 幹事は、教育長が委嘱し、または任命する。

- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は幹事の中から選出する。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会における調査審議の経過及び結果を委員会に報告する。
- 5 前項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、中央区教育委員会事務局学務課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年5月23日から施行する。

【資料2】

中央区特別支援教育検討委員会名簿

中央区特別支援教育検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所 属
1	学識経験者	大矢 達男	鎌倉女子大学大学院児童学研究科教授
2	学識経験者	大南 英明	帝京大学小学校長(文学部教授)
3	特別支援教育センター校	栗木 健一	東京都立江東養護学校長
4	小・中学校・幼稚園長代表	岸本 修二	明石小学校長
5	区長部局	小泉 典久	福祉保健部長
6	区長部局	大倉 慶子	中央区保健所長
7	教育委員会事務局	小池 正男	教育委員会事務局次長

中央区特別支援教育検討委員会幹事会幹事名簿

	区 分	氏 名	所 属
1	特別支援教育コーディネーター	竹内 徹	東京都立江東養護学校教諭
2	特別支援教育コーディネーター	早川 智博	東京都立墨東養護学校教諭
3	小学校長会代表	新井 ひろみ	月島第一小学校長
4	中学校長会代表	土田 壮造	銀座中学校長
5	幼稚園長会代表	西田 鏡子	月島第二幼稚園長
6	心身障害学級設置校長会代表	岸本 修二	明石小学校長
7	区長部局	平林 治樹	福祉保健部子育て支援課長
8	区長部局	島田 康宏	福祉保健部障害者福祉課長
9	区長部局	大地 まさ代	福祉保健部健康推進課長
10	教育委員会事務局	井上 光雄	教育委員会事務局参事
11	教育委員会事務局	奥田 春光	教育委員会事務局学務課長
12	教育委員会事務局	木下 光彦	教育委員会事務局指導室長

【資料3】

中央区特別支援教育検討委員会審議経過等

開催日時	会議	主な検討内容等
平成18年 6月19日(月) 午後3時30分～	第1回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育検討委員会幹事会幹事の委嘱 ○ 幹事長及び副幹事長の選出 ○ 特別支援教育の基本的な考え方 ○ 中央区の現状 ○ 特別支援教育体制の構築
平成18年 7月 4日(火) 午後3時～	第1回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教育検討委員会委員の委嘱 ○ 会長の選出及び副会長の指名 ○ 特別支援教育の基本的な考え方 ○ 中央区の現状と取組み ○ 特別支援教育体制の構築
平成18年 8月 7日(月) 午前10時～	第2回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談システムの構築 ○ 個別指導計画及び個別の教育支援計画
平成18年 9月 5日(火) 午後3時～	第2回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学相談システムの構築 ○ 個に応じた指導の充実 ○ 交流及び共同学習と副籍制度
平成18年 9月20日(水) 午前10時～	第3回 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室 ○ 巡回指導等の整備 ○ 校内委員会の整備・充実 ○ 特別支援教育コーディネーターの活用 ○ 特別支援教育における教員の資質・能力の向上 ○ 特別支援教育の理解啓発
平成18年10月20日(金) 午後1時～	第3回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室 ○ 指導体制の充実 ○ 校内委員会の整備・充実 ○ 特別支援教育コーディネーターの活用 ○ 特別支援教育における教員の資質・能力の向上 ○ 障害者に対する区民等への理解啓発の促進
平成18年11月17日(金) 午後3時～	第4回 委員会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央区における特別支援教育のあり方について(報告書)(案)
平成19年 1月30日(火) 午後3時～	委員会 報告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育長に対する特別支援教育検討委員会での調査・検討結果の報告

中央区における特別支援教育のあり方について（報告書）

平成19年1月 発行

編集・発行 中央区特別支援教育検討委員会
(事務局)

中央区教育委員会事務局学務課

中央区築地1-1-1 中央区役所

電 話 03-3546-5512

FAX 03-3546-2098